

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「職員の通勤手当の不適切な受給」に係る処分

| 項目 | 内容 | |
|---------------------|--|-----------------------|
| 処分を受けた職員 及び処分の内容 | 都市建設局参事(57歳) | 減給2か月 (給料月額の10分の1) |
| | 議会局職員(48歳) | 減給2か月 (給料月額の10分の1) |
| | こども・若者未来局職員(49歳) | 減給1か月 (給料月額の10分の1) |
| | 健康福祉局地域包括ケア推進部職員(38歳) | 減給1か月 (給料月額の10分の1) |
| | 市長公室総合政策部職員(26歳) | 減給1か月 (給料月額の10分の1) |
| | 都市建設局まちづくり推進部担当課長(50歳) | 戒告 |
| | こども・若者未来局職員(29歳) | 戒告 |
| | 都市建設局まちづくり推進部職員(28歳) | 戒告 |
| 事案の概要 | <p>当該職員8名は、実態と異なる内容で通勤届の届出を行ったことから、通勤手当を不適切に受給した。令和3年5月及び7月に実施した通勤実情確認調査及び市民等からの通報により発覚したもの。</p> <p>なお、不適切に受給した通勤手当については、いずれの職員も全額返納している。</p> <p>不適切受給期間：1年4か月～7年1か月 不適切受給額：106,356円～540,444円 (合計2,106,488円)</p> | |
| 処分年月日 | 令和3年11月17日 | |

上記処分のほか、職員4名を文書訓告とし、3名を嚴重注意としました。

2 「職員の交通事故」に係る処分

| 項 目 | 内 容 | |
|---------------------|--|----|
| 処分を受けた職員 及び処分の内容 | 南区役所職員(50歳) | 戒告 |
| 事 案 の 概 要 | <p>当該職員は、令和3年6月8日(火)午前6時50分頃、自家用自動車を運転中に、神奈川県伊勢原市歌川3丁目2番地の6先の交差点において、信号表示が赤信号に変わったことを見落とし直進したところ、反対車線を信号表示に従い右折進行してきた原動機付自転車と衝突し、原動機付自転車及び運転手を転倒させ、全治約2週間の怪我を負わせた。</p> <p>このことにより、令和3年6月8日付けで減点5点の行政処分、9月3日付けで罰金50万円の略式命令を受けた。</p> | |
| 処 分 年 月 日 | 令和3年11月17日 | |

問い合わせ 人事・給与課
電話 042-769-8213